

○吹田市国民健康保険条例

昭和35年8月12日条例第363号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 被保険者（第3条）
- 第3章 保険給付及び保健事業（第4条－第7条）
- 第4章 保険料（第8条－第25条の2）
- 第5章 雑則（第26条）
- 第6章 罰則（第27条－第30条）

附則

第1章 総則

（この市が行う国民健康保険の事務）

第1条 この市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 吹田市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の協議会をいう。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1）被保険者を代表する委員 4人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- （3）公益を代表する委員 4人
- （4）被用者保険等保険者を代表する委員 2人

第2章 被保険者

（被保険者とししない者）

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童で、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第3章 保険給付及び保健事業

（出産育児一時金）

第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金

として488,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（葬祭費）

第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（精神・結核医療給付金）

第6条 被保険者が次に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。

（1）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条若しくは第29条の2に規定する医療又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療

（2）結核の医療で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条に規定する医療又は同法第37条の2に規定する医療

2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、法の規定により受けることができる給付により負担される額、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により負担される額（同法第31条の規定により徴収された費用の額を除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により負担される額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額並びにその他

の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。

3 被保険者が第1項各号に掲げる医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条及び第29条の2に規定する医療を除く。）を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあつたときは、世帯主に対し精神・結核医療給付金の支払いがあつたものとみなす。

（保健事業）

第7条 本市は、被保険者の健康の保持増進のため、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、次に掲げる事業を行う。

- （1）健康教育
- （2）健康相談
- （3）健康診査
- （4）その他保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第4章 保険料

（保険料の賦課）

第8条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主から徴収する。

（保険料の賦課額）

第8条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（基礎賦課総額）

第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第16条の2第1項から第3項まで、第16条の5第1項及び第2項、同条第4項及び第5項、第16条の6第1項から第3項まで並びに同条第6項から第8項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した

額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）の額

(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この号において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額（法第82条の3第1項の規定により大阪府が市町村標準保険料率を算定する場合において控除する部分があるときは、その額を控除した額。エにおいて同じ。）

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）
のための収入（法第72条の3第1項及び、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項
の規定による繰入金を除く。）の額

（基礎賦課額）

第10条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、
被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

2 前項の規定により算定した同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第11条 前条第1項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに政令第27条の2第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

（基礎賦課額の保険料率）

第12条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

（1） 所得割 法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率

（2） 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

（3） 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者

であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(他の被保険者がいない世帯に限る。

以下「特定世帯」という。) アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定継続世帯」という。) アの額に4分の3を乗じて得た額

2 前項の規定により算定した同項の保険料率に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項の保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(基礎賦課限度額)

第12条の2 第10条第1項の基礎賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行った日において施行されていた政令の規定に基づく基礎賦課額の限度額を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第12条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の5第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項及び第5項、第16条の6第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで並びに同条第9項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に

係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第12条の4 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額とする。

2 第10条第2項の規定は、前項の後期高齢者支援金等賦課額について準用する。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第12条の5 前条第1項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の5の2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の保険料率について準用する。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第12条の5の3 第12条の4第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく後期高齢者支援金等賦課額の限度額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の6第5項において読み替えて準用する同条第1項から

第3項まで及び同条第10項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

2 第10条第2項の規定は、介護納付金賦課額について準用する。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第12条の8 前条第1項の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の保険料率について準用する。

(介護納付金賦課限度額)

第12条の10 介護納付金賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日にお

いて施行されていた政令の規定に基づく介護納付金賦課額の限度額を超えることができない。

(賦課期日)

第13条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)

第14条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 8月1日から同月末日まで

第4期 9月1日から同月末日まで

第5期 10月1日から同月末日まで

第6期 11月1日から同月末日まで

第7期 12月1日から同月28日まで

第8期 1月1日から同月末日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期の末日が民法第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とする。

3 次条又は第16条の規定により保険料の算定を行つたときは、納期を定め通知するものとする。

4 各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期の納付額に合算するものとする。

(賦課漏れ等の場合)

第15条 保険料の賦課漏れ又は賦課を不正に免れた者を発見したときは、その賦課すべきであつた保険料の金額を一時に課する。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第16条 保険料の賦課期日後において、納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第10条の額、第12条の4の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第16条の5第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)

に定める第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第16条の6第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第6項各号（同条第9項又は第10項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額（1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅し、1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第10条の額、第12条の4の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の5第1項に定める第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号に定める額若しくは第16条の6第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号に定める額（1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が消滅し、若しくは1世帯に属する被保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額（次項において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

- （1）世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項において「世帯主等」という。）につき算定した

地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び政令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数（政令第29条の7第5項第1号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この項において同じ。）が2以上の場合にあつては、同法第314条の2第2項第1号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、295,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、545,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算

して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 2 第12条第2項及び第3項の規定は、軽減額について準用する。
- 3 第10条第2項の規定は、第1項の基礎賦課額について準用する。
- 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る特例)

第16条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。））」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合における当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当す

る金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項、第4項又は第5項」とあるのは「地方税法第313条第3項、第4項又は第5項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

（公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例）

第16条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項、第4項又は第5項」とあるのは「地方税法第313条第3項、第4項又は第5項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第16条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする。

- 2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第12条第1項」とあるのは「第12条の5の2第1項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - （1） 第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額
 - （2） 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

- 5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項第1号中「第12条第1項」とあるのは「第12条の5の2第1項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。
- 3 第10条第2項の規定は、第1項の基礎賦課額について準用する。
- 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「をいう。以下」とあるのは「（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条

の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1項の規定にかかわらず、当該減額後の第10条第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

7 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。

8 第10条第2項の規定は、第6項の基礎賦課額について準用する。

9 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。

10 第6項から第8項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第8項中「第

10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。

(納入通知書の交付)

第17条 市長は、納期限の10日前までに、納入通知書を交付する。

2 定期に賦課する納入通知書を公示送達するとき、又は随時に賦課する保険料について、市長が必要ありと認めるときは、前項の期間を置かないことができる。

(保険料の納付)

第18条 納付者が保険料を納付しようとするときは、指定の期限までに納入通知書を添えて、指定金融機関、収納代理金融機関又は会計管理者に納付しなければならない。

(督促手数料)

第19条 市長は、督促状を発したときは、1通につき70円の督促手数料を徴収する。

(納期前の納付)

第20条 保険料の納付義務者は、納入通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合において、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。

(徴収猶予)

第21条 市長は、納付者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って、徴収を猶予することができる。

- (1) 天災その他の災害を受けたとき。
- (2) 納付者又はその者と生計を一にする者の疾病のため、異状の出費をしたとき。
- (3) 納付者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 納付者がその事業又は業務に甚大な損害を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(保険料の減免)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者については、その者の申請により保険料を減免することができる。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 次のいずれにも該当する者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日の前日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者

（ア）健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（イ）船員保険法の規定による被保険者

（ウ）国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

（エ）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

（オ）健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

（過誤納金の還付等）

第23条 市長は、納付義務者の過納又は誤納に係る徴収金がある場合は、これを当該納付義務者に還付する。ただし、当該納付義務者について未納に係る他の徴収金があるときは、その過納又は誤納に係る徴収金をこれに充当することができる。

（保険料に関する申告）

第24条 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第25条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、当該特例対象被保険者等に係る事項を市長に届け出なければならない。

(出産被保険者に係る届出)

第25条の2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、当該出産被保険者に係る事項を市長に届け出なければならない。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第27条 市長は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第28条 市長は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

第29条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第30条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和35年10月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)

2 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、3月を超える期間ごとに受けるものを除く。以下同じ。)を受ける被保険者が新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症による療養(当該感染が疑われる疾病による療養を含み、令和元年12月29日から規則で定める日までの間に開始したものに限る。以下「療養」という。)のため就労することができないときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

- 3 傷病手当金の支給の対象となる日は、療養のため就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「手当金開始日」という。）以後手当金開始日から1年6月を経過する日までの間において療養のため就労することができなかつた期間のうち就労することを予定していた日とする。
- 4 傷病手当金の額は、その支給の対象となる日1日につき、手当金開始日の2月前の日の属する月の初日から療養のため就労することができなくなった日の前日までの間の給与等の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額が健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額を超えるときは、当該30分の1に相当する額）（それらの額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）とする。ただし、療養のため就労することができなかつた日について給与等の全部又は一部を受けることができるときは、これを控除した額とする。

附 則（省略）

附 則（令和5年12月28日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第10条第2項、第12条第1項及び第2項、第12条の5の5第1項、第12条の7第1項並びに第12条の9第1項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市国民健康保険条例第16条の6の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の吹田市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。